

亀山市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年10月14日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11225
- 3 路線名 能褒野54号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 能褒野町字能褒野73番8地先
  - (2) 終点 能褒野町字能褒野73番36地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21969
- 3 路線名 田村29号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 田村町字西谷22番11地先
  - (2) 終点 田村町字西谷6番65地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21970
- 3 路線名 田村30号線

#### 4 道路の区間

(1) 起点 田村町字西谷6番63地先

(2) 終点 田村町字西谷6番58地先

5 重要な経過地 なし